

ID: 1940

担当部署: 都市建設課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	マンションの管理の適正化の推進に関する法律 第5条の9		
法令番号	平成12年法律第149号		
<b>【基準】</b> 法第5条の9の規定による。 (改善命令) 第5条の9 計画作成都道府県知事等は、認定管理者等が認定管理計画に従って管理計画認定マンションの管理を行っていないと認めるときは、当該認定管理者等に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を命ずることができる。			
備考			
設定年月日	令和5年10月1日	最終変更年月日	年 月 日